

農薬登録制度に関する第2回懇談会（平成19年12月21日）配布資料1より抜粋

1 テストガイドラインの設定に関する国際動向

- (1) OECD農薬の残留に関するテストガイドライン
- (2) 欧米における作物残留性試験例数決定要因
- (3) FAOガイドラインにおける作残例数

(1) OECD農薬の残留に関するテストガイドライン①

作物残留性試験ガイドライン・ガイダンス作成作業

- ・グループ1：作物残留性試験ガイドライン
- ・グループ2：作物残留性試験ガイダンス
- ・グループ3：作物残留性試験から最大残留量を算出する手法
- ・グループ4：作物残留性試験テンプレート

(1) OECD農薬の残留に関するテストガイドライン②

グループ1 作物残留性試験ガイドライン

各国のGAPに倣い作成される当該試験の相互利用を可能とする技術的課題について検討

- ・散布量、散布回数、使用時期及び散布方法等の受け入れ許容範囲
- ・製剤間の読み替え基準など

(1) OECD農薬の残留に関するテストガイドライン③

グループ2 作物残留性試験ガイダンス

国際ゾーニング（気候条件等が同等で、農業使用のGAPが似ている地域の類型化）、残留農薬基準（MRL）の設定に利用するGAP、MRL設定に必要なデータセット等について検討

(1) OECD農薬の残留に関するテストガイドライン④

グループ3：作物残留性試験から最大残留量を算出する手法

NAFTAの統計処理方法等を基に各国において利用可能な算出方法を作成

グループ4：作物残留性試験テンプレート

電子テンプレートフォーマット作成

(1) OECD農薬の残留に関するテストガイドライン⑤

作業スケジュール

2008年1月：

専門家会合開催（パリ）

2008年末／2009年上旬

テストガイドライン及びガイダンスドキュメント完成（目標）

(2) 欧米における作物残留性試験例数決定要因①

米国の場合、

- ・栽培面積(300,000エーカー)
- ・小児(1-6歳)の摂取量が多い場合(例数増)
- ・特定地域で $\geq 90\%$ 栽培されるもの
- ・国内登録のみ場合及びインポートトレランスなど考慮して例数決定。

(2) 欧米における作物残留性試験例数決定要因②

欧州の場合、

- ・1日摂取量
- ・栽培面積
- ・生産量
- ・気候、栽培方法、栽培時期、農薬の剤型など考慮して例数決定。

(3) FAOガイドラインにおける作残例数

- ・試験実施の目的は、農業を使用した場合の最大残留量を把握すること。
- ・試験結果は、気象条件、散布方法、気候、栽培方法で変動する。
- ・たくさんの作物残留データを用いることにより、残留値の変動の過小な評価(過小な基準値の推定)を防止できる。



「最低で6~10例(国内での試験)が必要」と規定。

① 作物残留性試験実施状況(過去3年間の平均)

		年間実施試験回数	年間試験件数		圃場試験実施機関の内訳			分析実施機関の内訳	
			圃場試験	分析	協会	県試験場	その他*	公約機関	その他**
主要作物	穀	60	121	138	79	0	42	100	38
	果樹	153	204	246	25	56	123	140	106
	野菜等	470	646	781	239	105	304	464	317
マイナー作物		174	285	191	73	58	154	37	154
合計		857	1258	1356	416	219	623	741	615

* 都道府県植物防疫協会

** 独立系民間ラボ、農業会社系列ラボ、農業会社研究所等

③ 圃場試験8例(うち消長試験1~2例)、1分析で作物残留性試験を実施する場合、現在に比べてどの程度試験の実施が可能になると見込まれるか?

- ・一定の増加策を講じて、概ね年間5割程度の試験実施が限界。
- ・主要作物は6割程度、特殊な作物は3~4割程度は実施可能。
- ・農業メーカーの圃場は、開発研究用に使われており、登録申請用に使われる部分は限定される(5%~10%程度)。

○ 作物残留性試験に係るGLP導入及び登録申請の際の試験例数の扱いの論点

- 1 GLP導入の際の準備期間
- 2 作物残留性試験の例数の取り扱い
- 3 海外で実施した作物残留データの活用
- 4 新たなデータ要求に伴う経過措置
- 5 既登録農薬の試験例数増加への適用

○懇談会で論点について意見交換を行い、それらを踏まえ、以下の通知を改正・発出

- ・試験例数、作物分類の取扱い等に関する通知を改正する（19年度末を予定）。
- ・作物残留性試験の読み替えに関する検査基準を示す（20年度に発出予定）。

植物防疫課防除班

国内防除における農薬登録要望（新規・作物追加）の現状について

植物防疫課防除第1班及び第2班に都道府県から寄せられている国内防除での農薬登録要望（新規・作物追加）は多い。

特に、新規発生病害虫に対処するための新規剤、既登録剤の適用拡大が多く寄せられている。

例えば、

1 タバココナジラミ・バイオタイプQ

トマト黄化葉巻病の病原である TYLCV (Tomato yellow leaf curl virus) を伝染する媒介害虫として知られている。

トマト黄化葉巻病はトマト生産に甚大な被害を生ずることが知られており、平成8年に国内での初発生が確認されてから現在では36都府県に発生が確認されている。このため、発生拡大防止及び防除のための対策が急務。

そこで、タバココナジラミ及びシルバーリーフコナジラミ（タバココナジラミ・バイオタイプB）に登録がある農薬での対応が試みられたが、バイオタイプQは既に多くの薬剤抵抗性を獲得しており、既存剤の多くに薬効が低下していることが判明した。また、農薬取締法の改正、ポジティブリスト制度導入に伴い、タバココナジラミ、同バイオタイプQ及びバイオタイプBとの外見上の見分けがつかないことからこれらを「コナジラミ類」と括らざるを得なかったため、現在でも生産現場で薬剤に対する指導、使用に混乱が生じている。

このため、コナジラミ類に対する強い新規剤の登録要望が都府県で挙げられている。

2 対ハダニ殺虫剤の問題

関係者から農薬メーカー等へのハダニ用殺虫剤の登録要望が多く寄せられている。

ハダニが新規薬剤に対して薬剤抵抗性を獲得する期間が早まっており、生産現場では同一成分剤の使用の連用を避け、複数の他成分をいれたローテーション防除の実施を呼びかけているが効果がないのが現状。

3 水稻栽培における育苗箱施用剤の感受性低下（九州地区）

九州・西日本で、一部の長期残効性育苗箱施用剤でウンカ類に対する薬剤の感受性低下が認められる、との試験報告が発表されている。

水稻の効率的・効果的な栽培形態としての育苗箱施用において感受性の低下が認められていることを受け、地域の栽培指導では新たな方策が検討されており、新規剤の開発要望が寄せられている。

薬剤抵抗性個体出現病害虫

<害虫>

ハダニ(ナミハダニ、カンザワハダニ、リンゴハダニ、ミカンハダニなど)

コナガ

タバココナジラミ・バイオタイプB

タバココナジラミ・バイオタイプQ

ミカンキイロアザミウマ(ミナミキイロアザミウマ?)

トビイロウンカ

セジロウンカ

マメハモグリバエ

アブラムシ類(ワタアブラムシ、モモアカアブラムシ)

<病菌>

イネいもち病(カスガマイシン、)

イネ白葉枯病(ストレプトマイシン)

果樹灰色かび病(ベノミル)

カンキツかいよう病(ストレプトマイシン)

カンキツそうか病(ベンゾイミダゾール)

ナシ黒星病(ベンゾイミダゾール、DMI)

ナシ黒斑病(ポリオキシシン、イプロジオン)

ウリ類うどん粉病(ベンゾイミダゾール、DMI)

<除草剤>

SU抵抗性雑草

難防除・問題化・新規・発生病害虫

トマトすすかび病

プラタナスグンバイ

トマト黄化葉巻病他ウイルス病及び媒介害虫

「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について

(平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知)

(別表 4)

○作物群の名称及び試験供試農作物

作物群名	試験供試農作物
麦類	小麦及び大麦
いね科細粒雑穀類	あわ
かんきつ	みかん、大粒種及び小粒種（かぼす、すだち等）。 ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、みかん又は 1 種類の大粒種の残留量が定量限界（検出限界）以下の場合、当該試験成績で代替できるものとする。
小粒核果類	うめ及び当該作物群に含まれる他の 1 種類の作物
ベリー類	当該作物群に含まれるツツジ科、バラ科及びユキノシタ科作物からそれぞれ 1 種類
うり類（漬物用）	しろうり及び当該作物群に含まれる他の 1 種類の作物
とうがらし類	ししとう及び当該作物群に含まれる他の 1 種類の作物。 ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、ピーマンの残留量が定量限界（検出限界）以下の場合、ピーマンの試験成績で代替できるものとする。
なばな類	当該作物群に含まれる 2 種類の作物
非結球あぶらな科葉菜類	こまつな、みずな及び当該作物群に含まれる他の 1 種類の作物
非結球レタス	当該作物群に含まれる 2 種類の作物。ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、レタスの残留量が定量限界（検出限界）以下の場合、レタスの試験成績で代替できるものとする。
豆類（未成熟）	えだまめ、さやえんどう及びさやいんげん
きのこ類	しいたけ及び当該作物群に含まれる他の 1 種類の作物
しそ科葉菜類	しそ、セージ、はっかの内 1 種類の作物及び当該作物群に含まれる

	他の1種類の作物
せり科葉菜類	きんさい、コリアンダー(葉)、みつばの内1種類の作物及び当該作物群に含まれる他の1種類の作物
豆類(種実)	だいず、らっかせい及び当該作物群に含まれる他の1種類の作物。 ただし、適用作物にらっかせいを含まない場合にはらっかせいを除く当該作物群に属する1種類の作物及びだいず